

様式第1号(第3条関係)

下野市入札適正化委員会議事概要
(令和 6年度 第2回)

開催日及び場所	令和 6年12月 2日(月) 午後 1時30分から 下野市役所 202会議室		
委 員	委員長：阪田 和哉(宇都宮大学地域デザイン科学部 准教授) 委 員：石島 力 (弁護士) 清水 潤 (白鷗大学 法学部 准教授) 針谷 和弘(公認会計士) (委員4名中 出席委員4名)		
審議対象期間	令和 6年 4月 1日 ～ 令和 6年 9月30日		
抽 出 案 件	5 件	対象期間内総件数	59 件
一般競争入札	5 件	一般競争入札	55 件
指名競争入札	0 件	指名競争入札	2 件
随 意 契 約	0 件	随 意 契 約	2 件
○議事等の概要 (1) 入札及び契約状況について 事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。 また談合情報対応状況については、該当なしの旨報告しました。 (2) 抽出事案の審議 抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。 1 「石橋中学校屋内運動場照明改修工事」について ・工事箇所：下野市 石橋 地内 ・教育総務課発注(一般競争入札) ・入札額が近似で落札率が高いため。 2 「南河内第二中学校(特別教室棟)トイレ改修工事(建築)」について ・工事箇所：下野市 祇園 地内 ・教育総務課発注(一般競争入札) ・入札額が近似で落札率が高いため。			

3 「都計道 3・4・4 外 1 路線舗装工事」について

- ・ 工事箇所：下野市 仁良川 地内
- ・ 整備課発注（一般競争入札）
- ・ 入札額が近似で落札率が高いため。

4 「公共下水道管渠工事（補 6－3 工区）」について

- ・ 工事箇所：下野市 東前原 地内
- ・ 上下水道課発注（一般競争入札）
- ・ 最低制限価格による失格者が多いため。

5 「学校教育サポートセンター新築工事（建築）」について

- ・ 工事箇所：下野市 花の木 地内
- ・ 学校教育課発注（一般競争入札）
- ・ 入札額が近似で落札率が高いため。

□ 審議結果について

審議案件 5 件を含めた、対象期間に発注された 59 件すべて、適正に執行されていると認められました。

□ 主な質疑について

【抽出案件 1】

○委：直工費の比率が高いことや材料費の高騰で落札率ぎりぎりいっぱいになったのではないかと思います。工事の種別に問わずそういう現象が全体として起きていることになるのでしょうか？

●事：物価高騰を見込んで設計を行っていますが、設計してから入札まで時間があるため、実際の物価上昇に追いつけなかったと考えます。今回、抽出案件に同じ理由で建築工事が 3 件上がっていますが、特に建築工事では顕著になっていると考えます。

○委：そのタイムラグといいますか、当初の設計の段階と実際に工事をするとき、入札をするときの材料費の相場等のずれは、なかなか対策を取ることが現状では難しいということですか？

●事：入札を執行するためには、委員会を開いて内容を確認する必要があるため、2 ヶ月くらいはかかりますが、1 か月先の金額が分からないと言われる場合もあること、また、部材はその日によって変わってしまう実情でもあるため、なかなか追いつかないところがあります。

○委：基本的には積算の段階で物価上昇を反映されているが、1、2 か月の間に上がってしまうということですが、共通仮設費自体の単価は何も変わっていないのですか？

- 事：仮設費の算出方法は、直工費の何%という形で決まっています。今回は体育館で、工期も夏休みであったため、安全管理費がほとんど必要の無いことから、共通仮設費自体が抑えられたと考えます。
- 委：基本的に直工費の単価が上がれば、直接単価も上がります。共通仮設費も単価と数量で分解できますが、今回は数量が少なくなったため、共通仮設費も低めに抑えられたと、ここは連動するイメージで良いですか？
- 事：はい。
- 委：建築工事は何年も前から落札率が高い状態が続いています。人件費も含めた物価上昇の圧力によるものと思いますが、コストダウンできる余地が少ない、必須となる器具等の購入の割合が高いため、企業努力で何とかできないという説明がありましたが、どのくらいの割合でどの箇所を見れば確認できますか。
- 事：設計書の中に記載されていますが、例えば足場に関しては借り上げとなりますが、相場があるため下げづらいところがあるようです。また、電気関係については散在しているため、割合を出すためには積み上げて算出するため時間がかかります。

【抽出案件2】

- 委：この工事の入札参加者は3社で、同じ建築一式工事の「案件5」は5社。建築一式工事はどちらかといえば入札参加者が少ないものですか？
- 事：登録自体が10社しかありません。「案件5」については、金額が大きいことから、特定建設業の登録が無いと対応できないため、本店所在地を下野市内及び壬生町地内と地域要件を広げたところであります。
- 委：一般管理費はいつも帳尻合わせになっている感じがします。業者間でばらつきがすごく開きがあるのはおかしいと思います。一般管理費は企業の利益になるような部分と説明を受けていますが？
- 事：一般管理費は会社自体の運営にかかわってくる部分になりますので、最終的な調整はこの部分で行っていると考えます。
- 委：そこまでして一般管理費を低く設定した業者がいる中で全体的に総額が近似した金額になるということについて、不思議に思うところもあります。
- 事：少し前に担い手3法の改正があり、法定福利費とか労務費を最低限確保しなさいという内容に変更があり、現場管理費や一般管理費が改善する対象となりました。今後は今回のような調整は難しくなると考えます。
- 委：トイレ工事で工期が4か月もかかるのか。
- 事：工期については金額によって標準的な工期が定められているため、今回の工期も金額による設定である。
- 委：工種ごとに分離せず一括して1社に発注すれば、工期も短くなるのでは。
- 事：標準的な工期は、金額が高くなるほど工期も長くなる。
- 委：積算上のルールの関係で金額が大きくなると工期も長くなると。一括発注して

1社で施工した方がスケジュール調整も楽になり、金額的にも安くなると思いますが。

●事：受注機会拡大のため工種ごとに分離して発注している。

○委：受注機会や競争性の確保という観点から3社が取れるようにするという考え方がある。参加業者が少ない場合、物価上昇などの理由で金額的に見送った場合もあり得るかもしれません。競争性を担保しながら業者を育てる必要がある。

【抽出案件3】

○委：参加業者が比較的多いが企業間の各費目の差異があまり見られない理由は。

●事：交通量が多い交差点の工事であるため、施工的に困難で安全対策などの不確定要素が多いことから、全体的に下げづらかったと考える。

○委：下げてまでやりたくないという意思表示か。

●事：本工事を完了できれば、技術的なアピールもできる。過去にも困難な箇所の工事は落札率が高めになっている傾向が最近見られる。

○委：設計書を出しているため、積算ソフトを利用して予定価格を算出してから、自社の状況を見て調整を取っていると思いますが。

●事：下請か直営で施工するかも加味しながら、経費を計上していると考ええる。

○委：施工的に困難ということであるがどのようなものか。

●事：信号機の移設と並行して工事を行うことから、スケジュール調整と交通安全対策が必要となること。

○委：工事の進め方についての縛りが強いのであれば、細かく指示をすれば技術力が試されるほど難しい場所ではないのではありませんか。

●事：担当部署同士の大まかな段取りを決めてあるが、実際の工事は業者間でスケジュールを調整する必要があるため、人員配置の管理を要する。

【抽出案件4】

○委：落札者が最低制限価格と同額で失格者との差が1万円という理由は。

●事：おそらく端数処理を繰上げしたか、繰下げしたかの違いでは。

○委：辞退の理由は。

●事：辞退の理由は確認していないが、施工性や従業員や技術者の配置などを総合的に判断して辞退したと考える。

○委：最低価格で落札されるくらい利益の出る工事を辞退することが不思議ですが。

●事：手持ち工事との状況、技術者の配置が難しいなどの理由で辞退していると考ええる。

○委：最低価格算定表は公表しないのか。

●事：算出方法についてはホームページ上で公表している。

○委：最低価格を公表してその金額で請負を希望する業者間で、くじを実施するのも悪くない気がするが。

●事：実際に実施している自治体もあるが、国の通達では、最低制限価格及び予定

価格は、事後報告が適切であるとされている。

○委：くじという乱数を使用することがある意味、談合防止につながるのでは。

●事：そのような一面も考えられます。

○委：くじを不正したらだめですけど、不正がない場合はくじほど効果的な談合対策はないかと。不落になることが一番の税金の無駄遣いになると考えます。とことん競争させて安くする考え方も必要であるとは思いますが、これまで失敗してきた歴史があるなら行わないほうが良いと考えます。

●事：最低制限価格にはダンピング対策という部分もあります。

○委：最低制限価格をわずかに下回るというケースが頻発していることについて、少しずつ改善されることを望みたいです。

【抽出案件5】

○委：入札参加資格として、特定建設業の登録が必要ということで、市内では該当業者が3社のみのため、壬生町まで範囲を広げていますが、壬生町に限定した理由は。

●事：条件的に同じ規模であること。壬生町において同様の場合は、下野市の業者を条件にしていることもあり、共有した形をとっている。

○委：総合評価方式で発注することは検討されなかったのか。

●事：総合評価方式は半年ぐらいかかる場合もあり、現在使用の建物の老朽化による返還時期も重なり、スケジュールが厳しかったことから、一般競争入札で実施した。

○委：前年度に予算を組みますが、その時点でスタートしても半年かかるということであれば、単年度予算のものは向かないということですね。

●事：向かないわけではないですが、年度内完了は条件が厳しくなります。

○委：総合評価方式では予定価格が変わってくるのか。また、今回の案件が仮に総合評価とするとどこも失格になるのか。

●事：価格の決め方は一緒です。また、総合評価の場合、今回のケースは直ちに失格になるのかは判断が難しいところである。各数字の聞き取り調査等を行い、施工能力や施工プラン、実績などの複数条件を加味して決定されるため、この場では回答できない。

○委：落札した業者の一般管理費が設計書とかなりかけ離れているため、元々の価格に誤りがあったのか。

●事：設計書を作成する際、県単価や建設物価本等の最新単価を採用して発注しているため、基本的に設計書が間違っていることは無いと考える。

○委：設計から入札までにタイムラグが生じると説明があったが、単価の変更は施工範囲の変更と異なり契約変更にならないということですね。スライド条項はまだ使えませんか。

●事：約款上では記載されていますがなかなか適用されるような状態になっていない。

- 委：適用されるとなった時にそれを見越してまた安く入れないといった訳が分からなくなるような状況になるため、難しいですね。あと、1058番と落札できないというのは、取抜けではなく後で確認してとの意味合いですか。
- 事：分離発注で両方参加できる業者が存在したため、開札順が早い建築の落札業者が取抜けとなるように設定した。

【指摘・検討事項について】

- ・ 物価や人件費の上昇に設計金額が追いつかない現状に対して活用できる対策を活用していく必要がある。
- ・ 分離分割発注について、落札率や参加人数、出来栄えなどの実績を見ながら一括発注との検討を行ってもらいたい。今の考え方が適正か常に問題意識をもって対応してもらいたい。
- ・ 最低制限価格ギリギリで失格になるケースが後を絶たないため、減らすことを目標として検討をしてもらいたい。最低制限価格の公表が一番わかりやすいが、業者側の積算能力や設計書を読み解く能力の低下も考えられるため、技術力を保ちつつも、最低制限価格で実施できる業者がいる状況は大切にしていかないと税金を有効に活用できないと考えます。業者に対して、積極的に情報公開制度を活用して次に活かすという助言を伝えることも一つかと。